

第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画 進捗状況 (令和3年度)



【事業評価の方法】

・事業実施度：担当課が自己評価した項目

- A 実施できた
- B ある程度実施できた
- C ほとんど実施できなかった
- D 実施していない

・男女共同参画の視点：担当課が事業を実施するにあたり

男女共同参画の視点で取り組んだ項目

企画への参画

- 1 事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか
- 2 企画・立案過程で女性、男性双方が参画したか
- 3 性に起因する問題に配慮したか（健康・防災に関するもの）

受益の公平性

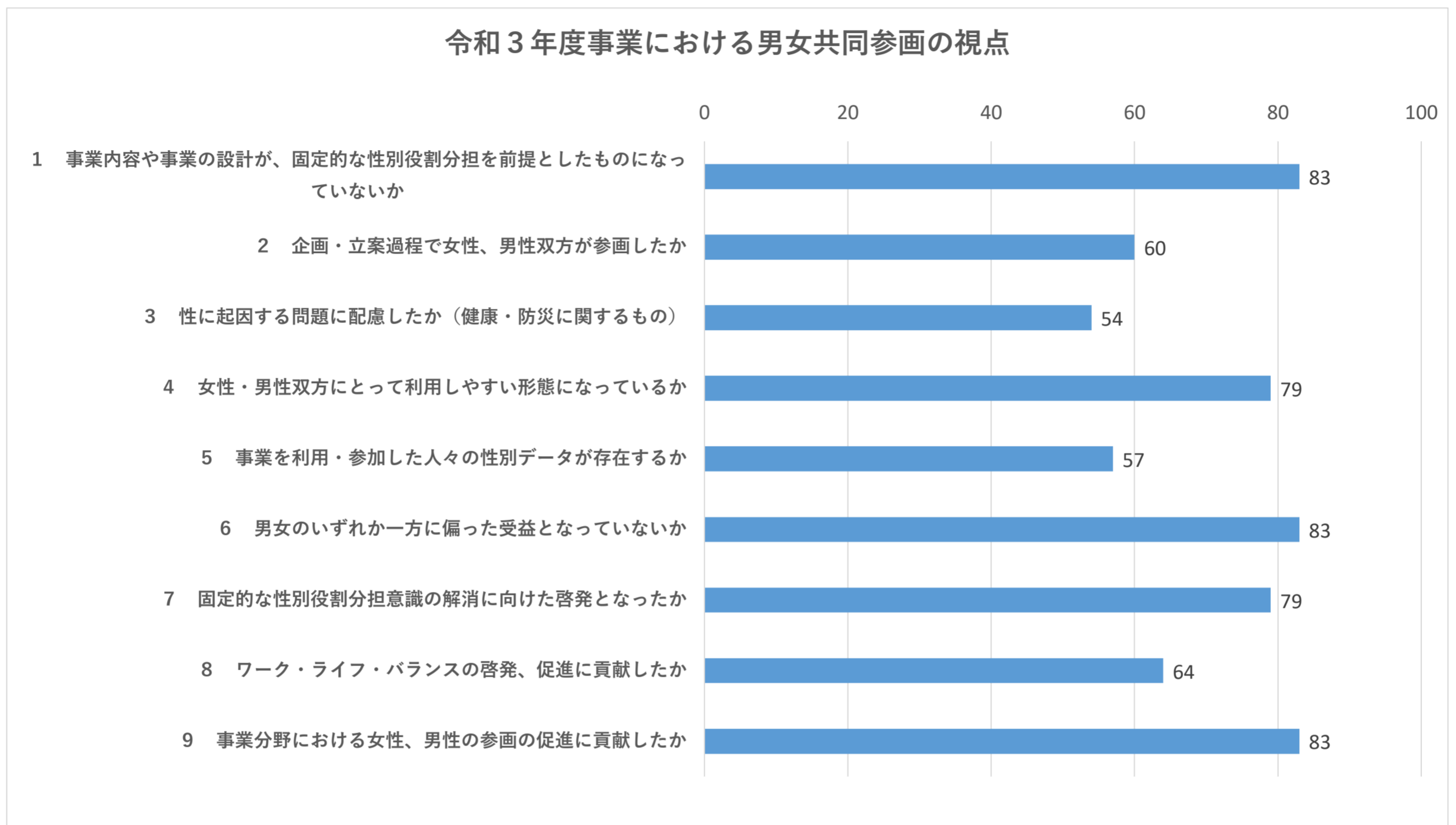
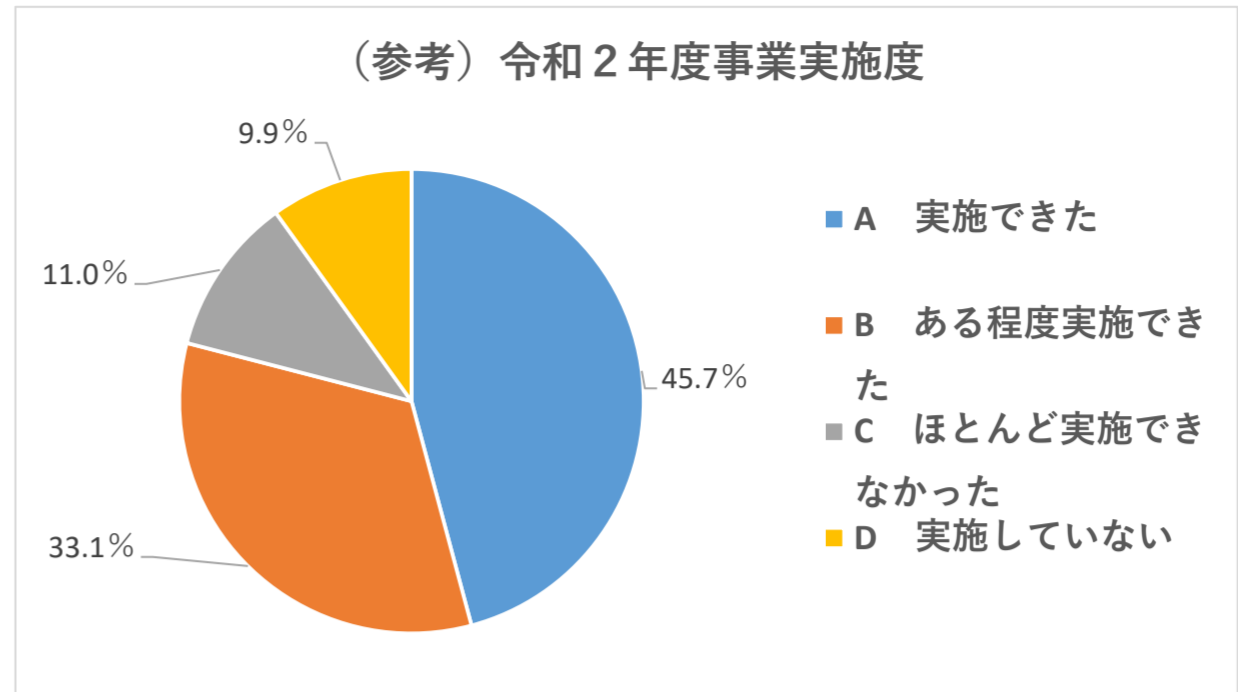
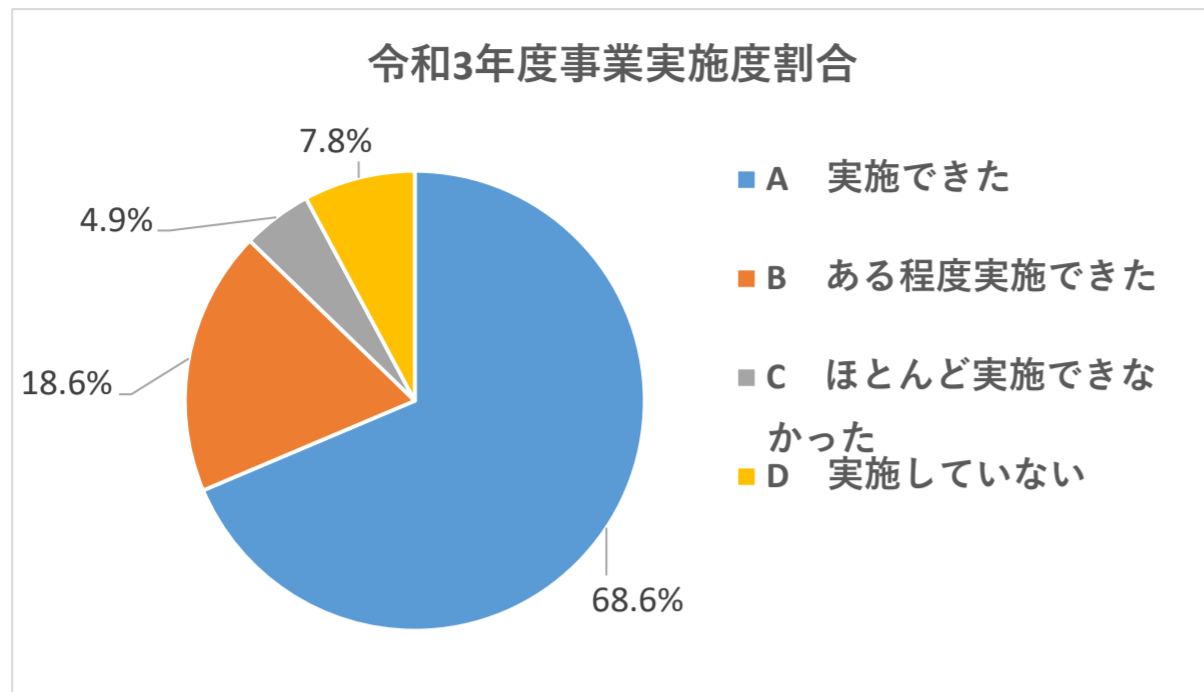
- 4 女性・男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜等））になっているか
- 5 事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか
- 6 男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか

男女共同参画社会形成への貢献

- 7 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか
- 8 ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか
- 9 事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか

(1) 目標別事業実施度

基本目標		施策の基本的方向	施策個数	施策個数 (担当課 毎)	事業実施度				男女共同参画の視点								
					A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
目標1	く参人 り画権 に尊 向重 けたと 意女 識共 づ同	1 広報・啓発活動の 推進	8	8	3	3	1	1	4	4	3	7	2	7	6	7	6
		2 教育・学習の推進	6	8	5	3	0	0	8	4	1	4	5	8	8	3	6
		3 意識慣行の見直し	4	5	4	1	0	0	4	3	2	5	3	4	4	3	5
目標2	くによ誰 り参りも 画が であら できら るゆの 環意 境分思 づ野に	4 あらゆる分野にお ける女性の活躍推進	8	12	6	6	0	0	11	10	8	10	9	10	10	7	11
		5 女性の就労支援と 労働環境の向上	12	13	9	0	1	3	8	6	5	9	8	9	9	7	10
		6 ワーク・ライフ・ バランス（仕事と生活 の調和）の支援	10	23	19	3	1	0	23	18	12	23	13	20	18	22	22
目標3	暮誰 らせも せるが 安心 社会・ づ安 く全 りに	7 DV等あらゆる暴力 の根絶	12	16	14	1	0	1	12	9	13	11	7	13	12	9	10
		8 男女共同参画の視 点に立ったまちづくり の推進	4	6	2	2	1	1	3	4	5	3	2	4	3	0	4
		9 生涯にわたる健 康・生活支援	6	11	8	0	1	2	10	2	5	7	8	8	9	6	9
合計			70	102	70	19	5	8	83	60	54	79	57	83	79	64	83
全体に対する割合 (%)					68.6%	18.6%	4.9%	7.8%									



令和3年度は、第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画が施行されて初めての年度ですが、前年度との比較では「Cほとんど実施できなかった」と「D実施していない」の割合が減り、「A実施できた」と「Bある程度実施できた」が占める割合が増えました。

進行管理の対象となっている事業は前計画と同じではありませんが、コロナ禍を踏まえた方法で事業を実施している部署が増えてきているものと思われます。引き続き男女共同参画の視点をもった事業実施を目指します。

(2) 施策別集計表

目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向1 広報・啓発活動の推進

(1) 人権週間・男女共同参画週間の周知

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1 人権週間の広報(男女共同参画室)	○				○			○		○	○	○	○
2 男女共同参画週間の広報(男女共同参画室)	○				○	○		○	○	○	○	○	○
計	2	0	0	0	2	1	0	2	1	2	2	2	2

(2) 人権・男女共同参画意識醸成に向けた啓発事業の実施

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
3 人権に関する啓発事業の実施(男女共同参画室)				○	/	/	/	/	/	/	/	/	/
4 男女共同参画に関する啓発事業の実施(男女共同参画室)		○				○	○	○		○		○	○
計	0	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1

(3) 人権・男女共同参画に関する情報の収集及び提供

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
5 国・県等から人権に関する情報の収集及び提供(男女共同参画室)		○						○		○	○	○	
6 国・県等から男女共同参画に関する情報の収集及び提供(男女共同参画室)		○					○	○		○	○	○	○
7 情報誌の発行(男女共同参画室)			○		○	○		○		○	○	○	○
計	0	2	1	0	1	1	1	3	0	3	3	3	2

(4) 男女共同参画関係団体との連携・協働

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
8 男女共同参画関係団体との連携・協働(男女共同参画室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1

施策の基本的方向2 教育・学習の推進

(1) 学校教育における男女参画教育の推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
9男女共同参画教育の推進	○				○					○	○		○
10性別にとらわれない進路指導の充実	○				○			○		○	○	○	○
11メディア・リテラシーの育成	○				○	○				○	○		
計	3	0	0	0	3	1	0	1	0	3	3	1	2

(2) 生涯学習における男女共同参画の推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
12家庭教育セミナーや親子教育等の実施		○			○	○			○	○	○		
13ライフステージに応じた学習の推進		○			○	○			○	○	○		○
計	0	2	0	0	2	2	0	0	2	2	2	0	1

(3) 職員に対する男女共同参画研修の推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
14職員に対する男女共同参画研修の実施	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(男女共同参画室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
(人事室)		○			○			○	○	○	○		○
(指導室)	○				○			○	○	○	○	○	○
計	2	1	0	0	3	1	1	3	3	3	3	2	3

施策の基本的方向3 意識・慣行の見直し

(1) 性別役割分担意識の見直し

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
15職場における旧姓使用の周知(人事室)	○							○	○				○
16行政刊行物等に関するガイドラインの周知	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(男女共同参画室)	○				○	○		○		○	○	○	○
(広報広聴室)	○				○	○		○		○	○		○
計	3	0	0	0	2	2	0	3	1	2	2	1	3

(2) 多様性への理解促進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
17多様性に関する意識啓発(男女共同参画室)		○			○		○	○	○	○	○	○	○
18多文化共生の推進(企画政策室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	1	1	0	0	2	1	2	2	2	2	2	2	2

目標2 誰もが自らの意思により、あらゆる分野に参画できる環境づくり

施策の基本的方向4 あらゆる分野における女性の活躍推進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
19市の審議会等における女性委員の登用(行政室)		○				○			○				○
20職域にとられない職員の採用(人事室)	○				○	○	○	○	○	○	○		○
21女性職員の管理職への登用	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(人事室)	○				○	○		○	○	○	○		○
(指導室)		○			○	○			○	○	○	○	○
計	2	2	0	0	3	4	1	2	4	3	3	1	4

(2) 事業所、農業等における男女共同参画の推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
22事業所における男女共同参画の推進(商工振興課)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
23関係団体への女性役員登用の推進	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(市民活動推進課)		○			○		○	○		○	○	○	○
(商工振興課)		○			○	○	○	○	○	○	○		○
(農業振興課)		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
(農業委員会)	○				○			○			○		
24家族経営協定の普及促進(農業振興課)		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
25ボランティア活動など地域社会への参加の促進(市民活動推進課)	○				○	○	○	○		○		○	○
計	3	4	0	0	7	5	6	7	4	6	6	5	6

(3) 女性のための起業支援

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
26女性のための起業支援(商工振興課)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1

施策の基本的方向5 女性の就労支援と労働環境の向上

(1)女性のエンパワーメントのための学習機会の提供

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
27女性のエンパワーメントに関する情報の提供(男女共同参画室)	○							○		○	○	○	○
28女性のエンパワーメントに関する講座の実施(男女共同参画室)				○	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1

(2)人材育成に関する情報の提供

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
29人材育成に関する情報の提供(男女共同参画室)				○	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)雇用の場における均等な機会の推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
30男女共同参画関連表彰制度に関する情報の提供 (男女共同参画室)	○				○			○		○	○	○	○
(商工振興課)				○	/	/	/	/	/	/	/	/	/
31就職関係講座の実施(商工振興課)			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
32労働相談の実施(商工振興課)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
33女性の就職促進支援事業の実施(男女共同参画室)	○				○	○			○		○	○	○
34特定事業主行動計画及び女性の登用状況の公表(人事室)	○				○	○		○	○	○	○	○	○
35障がい者活躍推進計画及び障がい者の実雇用率の公表(人事室)	○				○	○	○	○	○	○			○
36一般事業主行動計画の策定促進(男女共同参画室)	○				○			○	○	○	○	○	○
計	6	0	1	1	7	5	3	6	6	6	6	6	7

(4)ハラスメント防止対策の推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
37庁内におけるハラスメントに関する相談窓口の設置(人事室)	○					○	○	○	○	○	○		○
38職員に対するハラスメント防止研修の実施(人事室)	○				○		○	○	○	○	○		○
計	2	0	0	0	1	1	2	2	2	2	2	0	2

施策の基本的方向6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援

(1)ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりの推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
39時間外勤務時間数の削減・休暇(育児・介護等)の取得促進(人事室)			○		○	○		○	○	○	○	○	
40保育サービスの提供	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(幼児保育課)	○				○	○		○		○		○	○
(こども総合相談室)		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
41ひとり親家庭等に対する相談及び支援の実施	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(こども支援課)	○				○	○	○	○			○	○	○
(こども総合相談室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
(学務保健室)	○				○			○		○		○	○
42保育所等・放課後児童クラブの待機児童ゼロの継続	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(幼児保育課)	○				○	○		○		○		○	○
(こども支援課)	○				○	○	○	○			○	○	○
43市の主催事業等における一時預かり保育の実施(男女共同参画室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	7	1	1	0	9	8	5	9	4	7	6	9	8

(2)家庭生活(家事・育児・介護等)における男女共同参画の推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
44子育て・介護等の相談及び情報の提供	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(障がい福祉課)	○				○			○	○				○
(こども支援課)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
(こども総合相談室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
(子育て支援センター)	○				○	○		○		○	○	○	○
(幼児保育課)	○				○	○		○		○		○	○
(高齢者支援課)	○				○	○		○	○	○	○	○	○
(健康増進課)	○				○		○	○	○	○	○	○	○
45地域による子育て支援の充実	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(こども支援課)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
(子育て支援センター)	○				○	○		○		○	○	○	○
46男性の子育てへの参加	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(子育て支援センター)		○			○	○		○		○	○	○	○
(健康増進課)	○				○		○	○	○	○	○	○	○
47男性向けの育児啓発冊子の配布	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(男女共同参画室)		○			○	○	○	○		○	○	○	○
(健康増進課)	○				○		○	○	○	○	○	○	○
48男性の家事参加の促進(男女共同参画室)	○				○	○		○	○	○	○	○	○
計	12	2	0	0	14	10	7	14	9	13	12	13	14

目標3 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

施策の基本的7 DV等あらゆる暴力の根絶

(1) 相談体制・啓発活動の推進

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
49相談体制の充実	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(男女共同参画室)	○						○		○		○	○	
(こども総合相談室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
50女性に対する暴力をなくす運動の広報(男女共同参画室)	○						○	○			○		
51男性のための相談の広報(男女共同参画室)		○					○		○	○	○		
52児童虐待防止推進月間の広報(こども総合相談室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	4	1	0	0	2	2	5	3	4	3	5	3	2

(2) DV・児童虐待関係機関との連携

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
53関係機関とのネットワークの強化	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(男女共同参画室)	○				○	○	○	○		○	○		○
(こども総合相談室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
54一時保護施設との連携	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(男女共同参画室)	○				○	○	○			○			
(こども総合相談室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
55DV被害者対応職務関係者に対する研修の実施(男女共同参画室)	○				○	○	○	○		○	○	○	○
計	5	0	0	0	5	5	5	4	2	5	4	3	4

(3) DV被害者と子どもの保護及び自立支援

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
56被害者の保護・自立支援(男女共同参画室)	○				○	○		○		○			○
57被害者の子どもに配慮した保護、支援の実施	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(男女共同参画室)	○				○					○		○	
(こども総合相談室)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
58配偶者暴力相談支援センターに関する研究(男女共同参画室)				○	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	3	0	0	1	3	2	1	2	1	3	1	2	2

(4) 性的な暴力防止の啓発

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
59若年層の性暴力被害予防月間の広報(男女共同参画室)	○				○		○	○		○	○	○	○
60デートDV予防セミナーの実施(男女共同参画室)	○				○		○	○		○	○		○
計	2	0	0	0	2	0	2	2	0	2	2	1	2

施策の基本的方向8 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61地域防災計画への女性の参画	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(安全対策課)	○					○	○			○			○
(教育総務課)			○		○	○	○	○	○	○	○		○
62消防団への女性の参画(警防課)		○			○	○	○	○	○	○			
63防災分野における男女共同参画の推進	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(男女共同参画室)		○			○	○	○	○		○	○		○
(安全対策課)	○						○						○
計	2	2	1	0	3	4	5	3	2	4	3	0	4

(2) 男女共同参画の視点に立った公共施設の整備

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
64誰もが利用しやすい公共施設の整備(各課)				○	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

施策の基本的方向9 生涯にわたる健康・生活支援

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(子育て支援センター)				○	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(健康増進課)	○				○		○	○	○	○	○	○	○
計	1	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1

(2) 性差に配慮した健康支援

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
66思春期における健康支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(健康増進課)	○				○		○	○	○	○	○	○	○
(指導室)	○				○					○	○		
67妊娠・出産期における健康支援(健康増進課)	○				○		○		○	○	○	○	○
68性差に配慮した健康の維持増進(健康増進課)	○				○		○	○	○	○	○	○	○
計	4	0	0	0	4	0	3	2	3	4	4	3	3

(3) 性差に配慮した高齢者・障がい者への支援

施 策	事業実施度				男女共同参画の視点								
	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9
69介護や自立のための相談及び情報の提供	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(高齢者支援課)				○	○	○		○	○	○	○		○
(障がい福祉課)	○				○			○					○
(健康増進課)	○				○		○	○	○	○	○	○	○
70介護予防や生活支援のための啓発・セミナーの実施	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(高齢者支援課)			○		○	○		○	○	○	○		○
(障がい福祉課)	○				○				○		○	○	○
計	3	0	1	1	5	2	1	4	4	3	4	2	5

鎌ケ谷市男女共同参画推進計画第3次実施計画（R3～R8） 実施状況の概要（令和3年度）

1 鎌ケ谷市の女性管理職比率

管理職に占める女性の割合について、国の第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月策定）では、令和7年度末の数値目標22%（市町村本庁課長相当職）のところ、鎌ケ谷市は第3次鎌ケ谷市男女共同参画計画の中で令和8年度の目標値を25%と定め、さらに積極的に取り組んでいます。

当市の令和3年度の女性管理職比率は24.4%と、2.4ポイント上回っており、県内において37市中1位（※）となっています。

※内閣府男女共同参画局HP「市町村女性参画状況見える化マップ」参照
鎌ケ谷市は、H28からR3まで6年連続県内37市中1位

【鎌ケ谷市の女性管理職比率】※第3次鎌ケ谷市男女共同参画計画はR3～R8年度

	R2(参考)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
割合	23.1%	24.4%					
女性/管理職(人数)	21/91	22/90					

現行計画策定時（R1）21.8% → 令和8年度目標値 25%

性別による役割分担意識にとらわれることなく、引き続き男女共同参画意識の維持向上が課題となります。

2 審議会等の女性委員比率

毎年、年度当初に庁内全体に対し、最新の審議会等の女性委員比率をお知らせするとともに、女性委員の登用について、依頼しています。

また、審議会等の委員改選時期において、女性委員候補者が見つからない場合には、各課からの相談に応じるなど、女性委員の登用を積極的に推進しています。

【審議会等の女性委員比率】※第3次鎌ケ谷市男女共同参画計画はR3～R8年度

	R2(参考)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
女性委員の割合	27.8%	27.6%					
差(前年度との比較)	—	-0.2%					

※目標値は、鎌ケ谷市男女共同参画推進計画における数値目標

現行計画策定時（R1）29.6% → 令和8年度 35.0%

< R3の詳細 >

- (1) 審議会数 70会議 内女性委員がいる審議会は52会議
- (2) 総委員数 680人 内女性委員は188人

3 市の主催事業に伴う一時預かり保育の実施

平成24年3月に「男女共同参画の視点での保育活用指針」を定め、審議会や研修、講座などの市の主催事業について、原則、一時預かり保育を実施し、女性や子育て世代が市政等に参画しやすいよう改善しています。

また、一時預かり保育に係る保険料について平成27年度から全額市の負担に変更するとともに（男女共同参画室による年間一括保険加入は平成28年度から開始）、令和2年度からは市主催事業に係る一時預かり保育の人数の上限について、1日最大5人から10人に拡大し、さらに参画しやすい環境を確保しています。

また、令和3年度からは各課の保育付き事業の保育利用者数を把握し、より市主催の事業に参加しやすい環境整備に努めていきます。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
保育付き事業数 (保育中止も含む)	173					
保育利用者数	75					

※各課連絡による調査で把握。新型コロナウイルス感染症等の影響により事業自体を中止した事業は除く。

4 女性のための就労支援

平成27年度から就労支援の一環として、履歴書に書けるパソコン検定3級のスキルを身に付ける就職促進支援事業を実施しています。毎年、受講者の中から就職した人がおり、一定の成果を上げています。

	R2(参考)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
受講者数	中止	10					
就職した人数 (※)	中止	1					

※年度末のアンケート調査で把握。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。令和3年度は新型コロナウイルス感染対策のため募集人数を縮小して実施。

5 職員等に対する研修・啓発

(1) 職員研修の実施

職員等に対し、男女共同参画における意識向上や理解促進を目的とした研修を実施しています。

- ①男女共同参画研修（対象：新規採用職員等）
- ②男女共同参画研修（対象：管理職）
- ③マタニティ・ハラスメント研修（対象：主査職等）
- ④DV被害者対応職務関係者研修
（対象：DV被害者関係機関（学校・保育園・幼稚園等含む））

< R 3 の実績 >

- ①参加人数：24名（男15名、女9名参加）
- ②参加人数：16名（男12名、女4名参加）
- ③参加人数：31名（男18名、女13名）
- ④外部団体の後援として実施（基礎編のべ69名、応用編のべ78名）

（2）職員のための表現ガイドの周知

広報紙やホームページ等による情報発信や窓口での対応等の際に、男女共同参画の視点から留意すべき点をまとめた「職員のための表現ガイド」を作成し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、多様性を尊重した表現をするよう庁内全体に周知しています。

この表現ガイドは、平成19年10月に作成し、社会の変化や価値観の多様化等を踏まえて、平成25年3月、平成27年3月及び平成31年3月に改定しており、改定にあたっては、鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会に諮っています。

6 中学生対象のデートDV予防セミナーの実施

平成18年度からDV予防啓発の一環として、中学校と連携し、相手を尊重する関係づくりに視点を置いた講座を実施しています。平成26年度からは年2校実施に増やし、中学生である3年間の間に、必ず1回受講できるように強化しています。

令和2年度、3年度については新型コロナウイルスの影響により講座を行うことはできませんでしたが、2年間については市内中学校5校に啓発冊子を合計2,932冊（令和2年度1,615冊、3年度1,317冊）配布を行いました。

7 男女共同参画推進センターの機能充実

県内に13施設（県1、市12）のみである男女共同参画推進拠点としての機能を有した「男女共同参画推進センター」を平成18年10月に開所しています。

鎌ヶ谷市男女共同参画推進センターでは、センター主催事業として学習機会の提供や国県等の講座などの情報提供を行うとともに、男女共同参画関係団体と連携し、協働で男女共同参画の意識啓発に取り組んでいます。また、男女共同参画に関する図書やミーティングスペースの貸出（無料）など市民の自主的活動の場として、重要な拠点となっています。

【センターの利用者数】

R2(参考)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
734	698					

【センター主催事業の参加者数】

R2(参考)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
56	430					

【おとう飯レシピ募集事業】

おとう飯レシピとは、内閣府が主体となって行っている男性の育児・家事参加の啓発事業の一つです。市内在住・在勤の男性を対象として料理レシピの募集を行い、令和2年度は6件の応募がありました。また、令和3年度は男女共同参画週間事業に位置付け、11件の応募がありました。

8 「女性のための相談」窓口の設置

女性が抱えるさまざまな問題について悩む方のために、男女共同参画の視点とカウンセリングの技法を備えた女性のカウンセラーによる相談を行い、相談者がみずから問題を解決できるように支援する目的で、平成18年1月から開設しています。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により対面相談に加え電話相談を一時開設しましたが、相談者のニーズに応じて、対面による相談形式へ戻して実施しました。令和3年度は相談件数が微増となっています。

【相談件数】

R2(参考)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
88	110					

9 ワーク・ライフ・バランスの支援

子どもを安心して育てられるよう仕事と子育ての両立支援策の一環として、民間保育所等の整備や放課後児童クラブの増設を進め、その結果、平成27年度から「待機児童ゼロ」を8年連続達成（毎年4月1日時点）するなど、子育て環境の充実を図っています。

おとう飯レシピ募集事業による男性の家事参加の促進や女性の就職関連講座を通しワーク・ライフ・バランスの支援を行っていきます。

10 男女共同参画の視点

第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画においても男女共同参画の視点のチェック表を用い、事業実施にあたり各部署が意識して取り組むことができるよう引き続き進捗管理を行ってまいります。